平成２５年（フ）第８３号
函館市赤川１丁目19番５号
債務者　岩川　正人
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
函館市神山３丁目50番25号
債務者　加賀　　渉
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
函館市亀田本町67番31―103号
債務者　小川　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
三重県志摩市阿児町安乗158番地８
債務者　濵口　俊彦
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
茨城県石岡市池の台10051番地　池の台団地３号棟304号、住民票上の住所茨城県小美玉市堅倉1580番地１
債務者　稲沼　麻美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
茨城県土浦市下高津２丁目１番５―201号
県営ひばりアパート
債務者　小野はるみ
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2770番地29
債務者　大町　和範
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
茨城県石岡市柿岡3353番地３
債務者　足立けい子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
茨城県つくば市花畑３丁目11番地４　パークハイツⅡ202号
債務者　孫谷　里美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
茨城県つくば市真瀬1523番地198
債務者　鈴木　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
茨城県土浦市烏山５丁目2072番地12
債務者　黒澤　順一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4944番地　町営上郷第二住宅38号
債務者　岩渕　武臣
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
埼玉県坂戸市泉町２丁目７番地15、前住所埼玉県東松山市新宿町24番地17
債務者　矢野　孝司
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１３号
埼玉県坂戸市緑町13番14号マイスタービル301号室
債務者　岡本　武志
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１７号
埼玉県川越市大字砂新田30番地１　サニーハイムミツギ103号室
債務者　津田　和子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３１号
埼玉県所沢市大字上山口2190番地の７　所沢南パーク・ホームズ512
債務者　千原八寿子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５８号
埼玉県日高市武蔵台１丁目10番７号
債務者　関根　順一
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部